○財務省告示第三百二十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年九月三十日

財務大臣　野田　佳彦

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
七	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二九二二・四二号の一に掲げる物品	中華人民共和国
九	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	インド
一八	関税率表第四二〇五・〇〇号の二又は第九三〇五・九九号の一に掲げる物品	中華人民共和国
四一	関税率表第五二〇五・一一号の一、第五二〇五・一二号の一、第五二〇五・一三号の一、第五二〇五・一四号の一、第五二〇五・二一号の一、第五二〇五・二二号の一、第五二〇五・二三号の一、第五二〇五・二四号の一、第五二〇五・二六号の一、第五二〇五・三一号の一、第五二〇五・三二号の一、第五二〇五・三三号の一、第五二〇五・三四号の一、第五二〇五・三五号の一、第五二〇五・四二号の一、第五二〇五・四三号の一、第五二〇五・四四号の一、第五二〇五・四五号の一、第五二〇五・四六号の一、第五二〇五・四七号の一、第五二〇六・一一号の一、第五二〇六・一二号の一、第五二〇六・一三号の一、第五二〇六・一四号の一、第五二〇六・二二号の一、第五二〇六・二三号の一、第五二〇六・三一号の一、第五二〇六・三二号の一、第五二〇六・三三号の一、第五二〇六・三四号の一、第五二〇六・三五号の一、第五二〇六・四一号の一、第五二〇六・四二号の一、第五二〇六・四三号の一、第五二〇六・四四号の一、第五二〇六・四五号の一、第五二〇七・一〇号の一若しくは二の㈠、第五二〇七・九〇号の一若しくは二の㈠、第五八〇三・〇〇二・一一号、第五八〇三・〇〇二・一九号又は第五八〇三・〇〇〇号の一に掲げる物品	インド
六九	関税率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうちニッケルの含有量が全重量の三三％未満のもの以外のもの	コロンビア
七六	関税率表第七九・〇一項に掲げる物品	ペルー

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年八月

○国税庁告示第二十七号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三十日

国税庁長官　川北　力

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人こども医療ネットワーク	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘八丁目三五番一号鹿児島大学病院小児診療センター小児科	河野　嘉文	平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで
特定非営利活動法人市民活動センター神戸	兵庫県神戸市中央区元町通六丁目七番九号秋毎ビル三階	中田　豊一	平成二十二年十月一日から平成二十七年九月三十日まで

二　別表特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワークの項中「平成二十三年一月三十一日」を「平成二十七年九月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人日本政治総合研究所の項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十七年九月三十日」に改める。

○国税庁告示第二十八号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正し、平成二十二年九月六日から適用する。

平成二十二年九月三十日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人パッチワークの項を削る。

○厚生労働省告示第三百五十九号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十三年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十三万三千円と定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

○厚生労働省告示第三百六十号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十二年十月一日から平成二十三年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

一　けし耕作者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	一・〇〇アール
岡山県美作市	二・〇〇アール

二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・五九アール
東京都小平市	一・五〇アール
神奈川県相模原市	〇・六四アール
長崎県長崎市	〇・一〇アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	一・〇〇アール

○農林水産省告示第千六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県南牟婁郡紀宝町桐原字トチグラ一二七九（次の図に示す部分に限る。）、一二七九の一、一二七九の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供する。）